

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【会社名】	T I S 株式会社
【英訳名】	TIS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 桑野 徹
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5337-7070
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長兼総務部長 佐久間 巖
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5337-7070
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長兼総務部長 佐久間 巖
【縦覧に供する場所】	T I S 株式会社 名古屋本社 (名古屋市西区牛島町6番1号) T I S 株式会社 大阪本社 (大阪市北区堂島浜一丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月24日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金60円

第2号議案 定款一部変更の件

危機管理の観点において、柔軟性をもって経営遂行・対応ができるよう、次のとおり現行定款の一部を変更するものであります。

1. 第4条（機関）を新設のうえ、当社の機関設計を集約して明記する変更を行うものです。
2. 危機管理の観点において、継続性をもって経営遂行等を可能とするため、株主総会招集権者の権限順序および議長任命対象者の順序に関する規定の変更を行うものです。
3. 経営体制の機動的な構築を可能とするため、業務執行の最高責任者である社長を取締役および執行役員の中から選定できる旨の変更を行うものです。
4. 業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員の選任方法等に関する規定を新設する変更を行うものです。
5. その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、桑野徹、安達雅彦、岡本安史、柳井城作、北岡隆之、新海章、佐野鉦一、土屋文男および水越尚子の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役5名選任の件

監査役として、浅野哲也、松岡達文、船越貞平、小野行雄および山川亜紀子の各氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	699,230	59	52	(注)1	可決 (99.96%)
第2号議案	696,705	2,582	52	(注)2	可決 (99.60%)
第3号議案				(注)3	
桑野 徹	679,355	18,993	990		可決 (97.12%)
安達 雅彦	680,281	18,619	438		可決 (97.25%)
岡本 安史	680,320	18,580	438		可決 (97.26%)
柳井 城作	680,311	18,589	438		可決 (97.26%)
北岡 隆之	680,353	18,547	438		可決 (97.26%)
新海 章	681,321	17,579	438		可決 (97.40%)
佐野 鉦一	696,805	2,482	52		可決 (99.62%)
土屋 文男	696,820	2,467	52		可決 (99.62%)
水越 尚子	676,172	22,728	438		可決 (96.67%)
第4号議案				(注)3	
浅野 哲也	688,472	10,817	52		可決 (98.42%)
松岡 達文	688,490	10,799	52		可決 (98.43%)
船越 貞平	699,045	244	52		可決 (99.94%)
小野 行雄	698,868	421	52		可決 (99.91%)
山川 亜紀子	699,180	109	52		可決 (99.96%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上